

病院事業局 資 料	No. 1
--------------	-------

令和6年12月5日
課 名 県立病院課
担当者 課長 高橋
内 線 3235

令和6年広島県議会12月定例会

提 案 見 込 事 項

令和6年12月5日

病 院 事 業 局

1 予算議案

令和6年度病院事業会計補正予算総括表

(単位：千円、%)

区 分		補正前の額 (A)	補 正 額 (B)	計 C (A + B)	比較 C/A	備 考
収 益 的 収 支	医 業 収 益	28,204,538	0	28,204,538	100.0	
	医 業 外 収 益	2,150,806	0	2,150,806	100.0	
	特 別 利 益	30,000	0	30,000	100.0	
	収益の収入計 ①	30,385,344	0	30,385,344	100.0	
	医 業 費 用	29,779,541	448,663	30,228,204	101.5	給与費 448,663
	医 業 外 費 用	428,058	0	428,058	100.0	
	特 別 損 失	56,050	0	56,050	100.0	
	収益の支出計 ②	30,263,649	448,663	30,712,312	101.5	
収支差引 ①－②		121,695	△ 448,663	△ 326,968	△ 268.7	
経 常 収 支		147,745	△ 448,663	△ 300,918	△ 203.7	
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入 ③	3,309,207	0	3,309,207	100.0	
	資 本 的 支 出 ④	4,701,824	0	4,701,824	100.0	
収支差引 ③－④		△ 1,392,617	0	△ 1,392,617	100.0	
支出予算額 計 (②+④)		34,965,473	448,663	35,414,136	101.3	

2 予算以外の議案

(1) 議案及び報告

区 分	件 名																																
議 案	<p>1 地方独立行政法人広島県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備</p> <p>【趣旨】 地方独立行政法人法の規定に基づき、県立広島病院、県立安芸津病院及び県立二葉の里病院の設置及び運営を行う地方独立行政法人広島県立病院機構を設立することに伴い、関係する他局所管の条例を一部改正するほか、現在病院事業局が所管している条例を廃止する。</p> <p>【内容及び施行日】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>条例名と改正の内容</th> <th>施行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">一部改正する条例</td> <td>広島県情報公開条例</td> <td rowspan="3">病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理</td> <td rowspan="12">令和7年 4月1日</td> </tr> <tr> <td>行政不服審査法施行条例</td> </tr> <tr> <td>広島県個人情報の保護に関する法律施行条例</td> </tr> <tr> <td>広島県職員定数条例</td> <td>広島県病院事業に常時従事する職員の定数に係る規定を削除することに伴う関係規定の整理</td> </tr> <tr> <td>職員の給与に関する条例</td> <td>広島県病院事業に従事する職員が地方公営企業法の対象外となることに伴う関係規定の整理</td> </tr> <tr> <td>特別職の退職手当に関する条例</td> <td>病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理</td> </tr> <tr> <td>広島県企業職員等定数条例</td> <td>広島県病院事業に常時従事する職員の定数に係る規定を削除するなど関係規定の整理</td> </tr> <tr> <td>特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例</td> <td>病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理</td> </tr> <tr> <td>職員の定年等に関する条例</td> <td>広島県病院事業に従事する職員が職員の定年等に関する条例の対象外となることに伴う関係規定の整理</td> </tr> <tr> <td>短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</td> <td>広島県病院事業に従事する短時間勤務会計年度任用職員が地方公営企業法の対象外となることに伴う関係規定の整理</td> </tr> <tr> <td>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</td> <td>病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理</td> </tr> <tr> <td>議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用等に関する条例</td> <td>公の施設としての県立病院が廃止となることに伴う関係規定の整理</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法施行条例</td> <td>県立病院使用料及び手数料条例が廃止になることに伴う関係規定の整理</td> </tr> <tr> <td>廃止する条例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県立病院使用料及び手数料条例 ・広島県病院事業の設置等に関する条例 ・広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 </td> <td>令和7年 4月1日</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	条例名と改正の内容	施行日	一部改正する条例	広島県情報公開条例	病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理	令和7年 4月1日	行政不服審査法施行条例	広島県個人情報の保護に関する法律施行条例	広島県職員定数条例	広島県病院事業に常時従事する職員の定数に係る規定を削除することに伴う関係規定の整理	職員の給与に関する条例	広島県病院事業に従事する職員が地方公営企業法の対象外となることに伴う関係規定の整理	特別職の退職手当に関する条例	病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理	広島県企業職員等定数条例	広島県病院事業に常時従事する職員の定数に係る規定を削除するなど関係規定の整理	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例	病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理	職員の定年等に関する条例	広島県病院事業に従事する職員が職員の定年等に関する条例の対象外となることに伴う関係規定の整理	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	広島県病院事業に従事する短時間勤務会計年度任用職員が地方公営企業法の対象外となることに伴う関係規定の整理	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理	議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用等に関する条例	公の施設としての県立病院が廃止となることに伴う関係規定の整理	住民基本台帳法施行条例	県立病院使用料及び手数料条例が廃止になることに伴う関係規定の整理	廃止する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院使用料及び手数料条例 ・広島県病院事業の設置等に関する条例 ・広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 	令和7年 4月1日
	区 分	条例名と改正の内容	施行日																														
	一部改正する条例	広島県情報公開条例	病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理	令和7年 4月1日																													
		行政不服審査法施行条例																															
		広島県個人情報の保護に関する法律施行条例																															
		広島県職員定数条例	広島県病院事業に常時従事する職員の定数に係る規定を削除することに伴う関係規定の整理																														
		職員の給与に関する条例	広島県病院事業に従事する職員が地方公営企業法の対象外となることに伴う関係規定の整理																														
		特別職の退職手当に関する条例	病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理																														
		広島県企業職員等定数条例	広島県病院事業に常時従事する職員の定数に係る規定を削除するなど関係規定の整理																														
		特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例	病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理																														
		職員の定年等に関する条例	広島県病院事業に従事する職員が職員の定年等に関する条例の対象外となることに伴う関係規定の整理																														
		短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	広島県病院事業に従事する短時間勤務会計年度任用職員が地方公営企業法の対象外となることに伴う関係規定の整理																														
		職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	病院事業の管理者が廃止になることに伴う関係規定の整理																														
議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用等に関する条例		公の施設としての県立病院が廃止となることに伴う関係規定の整理																															
住民基本台帳法施行条例	県立病院使用料及び手数料条例が廃止になることに伴う関係規定の整理																																
廃止する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院使用料及び手数料条例 ・広島県病院事業の設置等に関する条例 ・広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 	令和7年 4月1日																															

(2) その他の議案

・ 権利の放棄について

(内 容)

税外債権の徴収・整理を効率的に進めるため、回収努力を行っても、なお、回収不能となった債権を放棄

区 分	債 権 額
県立病院使用料及び手数料	3, 0 6 4, 5 3 0 円